

## 平成 28 年度第 2 回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

(とき) 平成 29 年 3 月 14 日 (火) 13:30 ~ 15:30

(ところ) 滋賀県庁 北新館 3 階 中会議室

### 【開会】

健康医療福祉部長あいさつ

### 【協議事項 (1) 滋賀県障害者プランの改訂について】

資料 1 について事務局より説明

<意見>

意見① (委員)

・「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という合言葉があったように、当該プランの改訂の際には、ワーキングチームなどに是非、当事者の方から意見を聞く場、機会を設けるように配慮していただきたい。

(事務局説明)

・本協議会には公募という形で当事者の方に参画いただいている。  
・最終的には事務局の判断にはなるが、ワーキングチームなどについて、本協議会のご意見を踏まえた人選をしていきたい。

### 【協議事項 (2) 障害者差別解消法の実効性を確保し、滋賀に根づく福祉の思想の理解を進める条例について】

資料 2、参考資料 1、2 について事務局より説明

<意見>

意見① (委員)

・障害者差別解消法の対象者と当該条例における対象者(生きづらさ、制度の狭間の方、自治会など)との整理をしないと、無根拠で実効性のない条例になる可能性があるため、しっかりと整理や根拠づけをする必要がある。  
・県民の方への理解を進めていかないと絵に描いた餅になってしまう。

意見② (委員)

・生きづらさまで拡大することは、奨学金を返せない人、ブラック企業に勤める人、非正規で働く人など生活困窮の問題にもつながる可能性があり、また生活困窮は社会全体の仕組みとしての大きな問題であることから、生きづらさまで拡大する場合は、しっかりと対象者などの整理をする必要がある。  
・差別解消法の実効性を担保することが薄まらないようにだけお願いしたい。

### 意見③（委員）

- ・津久井やまゆり園の事件を通して感じたことは、多くの国民の方の心の奥底には、「障害者と自分たちは別の存在だ」という意識が根強くあるということである。そうしたことを踏まえると、障害者の方が地域の中で暮らしやすい社会にしていくためには、多様性を認める社会づくりをしないとイケない。
- ・また、条例はつくって終わりではなく、県民に理解してもらい、心の中に落としこむところまで視野に入れて考えていかないとイケない。そうしたことを踏まえると、障害者の方だけに対象を絞ることは、「障害者の方だけ得している」という逆差別の意識を県民に与えかねず、ひいては「障害者は別の存在だ」という意識を助長しかねないことから、対象は障害だけに絞らないほうが良い。確かに、「生きづらさ」や「生活障害」まで拡大すると、幅が一気に広がり難しい問題が出てくるかもしれないが、だからといって障害だけに絞ってしまうと、条例が県民に根付かないと思う。
- ・直したほうがよいところがでてきたら、それは後の見直しなどで対応してみてはいかがか。

### <質 問>

#### 質問①（委員）

- ・参考資料2（平成28年度第3回共生社会推進検討会議発言要旨）では、「生きづらさ」などに範囲を拡げることについて反対意見が多いように思えるが、そうした状況の中で、参考資料1（障害者差別解消法の実効性を確保し、滋賀に根付く福祉の思想の理解を進める条例に盛り込むべき内容（たたき台））の内容になっているのは何故か。
- ・参考資料1の「I. 条例の制定に向けて」の「I. 条例の必要性」における（1）（2）と「II. 基本的事項」の「3. 目的」における順番の整合性が取れていない。
- ・障害のない方の生活障害については、どこまでが対象となるのか。  
拡げすぎるとわかりにくくなるので、当初の差別解消法を補完することに焦点を絞ったほうが良いと思う。また、差別解消法を補完することが糸賀先生の思想の理解を進めることにつながるのでは。

#### （事務局説明）

- ・生きづらさについては、以下のように様々な意見をいただいているところ。
  - ・障害と生きづらさはイコールになっていくのではないか
  - ・難病の方にとっては、これまで障害の対象となっていなかったこともあり、「生きづらさ」まで拡大されることは嬉しい。
- ・また、精神障害の範囲が近年広がっていることもあり、そうした現状やこれまでからの経過、皆様からのご意見等を総合的に勘案すると、誰もが暮らしやすい共生社会づくりという原点をおさえないと県民議論になりにくいと考え、当該内容を提案させていただいている。

#### （委員）

- ・子どもや高齢者に対する差別の解消に関する法律がない中で（法律の根拠がない中で）、条例において生きづらさという抽象的な概念をつくってしまうと、子どもや高齢者は、障害者よりなお支援の拘束力がないことになる。下手をすると障害分野まで足を引っ張られる可能性が出てくるので、無根拠で曖昧な条例にならないよう、しっかりと定義づけ、根拠づけをする必要がある。

## 質問②（委員）

- ・条例の位置づけ、役割は如何。

### （事務局説明）

- ・条例で求められる一般的な役割としては、法の実効性の確保（差別に関する具体的な解消の手続き解決の仕組み等）や法では足りていない部分を補完することである。
- ・また、規制という側面だけでなく、これまでからの施策を進めるにあたっての基本的な考え方、県としての理念（滋賀に根付く福祉の思想）などを定めるものとしての役割もある。

## 質問③（委員）

- ・条例において、障害がある人、障害はないが生活障害はある人などのように対象を分類することはできるか。また、分類（定義）した後に、内容を具現化していくことで、議論の論点は絞られていくのではないか。

### （事務局説明）

- ・手話言語条例に関して言うと、難聴障害の方の中には手話を使わない方もおり、課題は手話だけではない。視覚障害の方にとっては点字という課題もある。それぞれの条例をつくることも考えられるが、統一的な考え方・理念を整理したい。

## 【報告事項（1）平成 29 年度障害福祉課予算案概要について】

### 資料 3 について事務局より説明

- ・意見、質問等特になし

## 【報告事項（2）就労支援施設等のあり方検討会報告書概要について】

### 資料 4 について事務局より説明

#### < 質 問 >

## 質問①（委員）

- ・滋賀県における障害者雇用についての様々な率は如何。

### （事務局説明）

- ・平成 28 年 6 月 1 日現在の実雇用率は 2.09%となっており、全国で 14 番目となっている。
- ・法定雇用率達成企業割合は 58.8%となっており、全国平均を 10%上回っている。
- ・法定雇用率が適用される企業は、50 人以上の従業員がいる企業が対象となるが、滋賀県の特徴としては、50 人～100 人未満の企業における法定雇用率が 2.38%と、1,000 人以上の企業における割合に次いで高い数値となっている。

## 質問②（委員）

- ・滋賀県中小企業家同友会との連携という説明があったが、いわゆる経済六団体との連携はあるか。

### (事務局説明)

- ・経済団体独自の取組みを行っているのが、現在のところ滋賀県中小企業家同友会だけであるということから、まずは滋賀県中小企業家同友会との連携を行っているところ。
- ・なお、滋賀県障害者雇用促進検討会議という障害者雇用について検討する場があり、当該会議は労働サイドの所属が設置している会議ではあるが、そちらには経済団体が参画している。当課も当該会議に出席しており、こうした場を通じて経済団体と連携を図っているところ。

## 【報告事項(3) ヘルプマークについて】

### 資料5 について事務局より説明

#### <意見>

#### 意見①(委員)

- ・現在、JIS マーク化が検討されており、JIS マーク化されれば全国に広まっていくことが予想されるので、滋賀県でも周知啓発等しっかり取り組んでいただきたい。

#### 意見②(委員)

- ・小学生や中学生にマークを知ってもらうために、教育委員会を巻き込んだ周知啓発を検討していただきたい。

#### <質問>

#### 質問①(委員)

- ・1つあたりの単価は如何。

(事務局説明)

- ・作成する個数によって異なってくるが、約160円程度となる。

#### 質問①(委員)

- ・精神障害や発達障害も配布の対象となるか。

(事務局説明)

- ・資料に記載のある配布対象者(義足や人工関節、内部障害、難病、妊娠初期の方)はあくまで例示であり、精神障害や発達障害の方も当然対象となる。援助や支援を必要としている方を対象に配布させていただく予定。
- ・なお、手帳の有無等は問わない。